

要支援・要介護認定を受けている方全員に「介護保険 負担割合証」をお送りします

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けた方全員に、町から「負担割合証」をお送りします。「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この「負担割合証」を受け取った際には、水色の「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ず

「成人の日」の式について

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられました。町では引き続き20歳になる方を対象として、「二十歳を祝う会（仮称）」を開催します。

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ3千万円
(1等3千万円)
 この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 各1枚 300円
7月5日の2種類同時発売!
 発売期間 7/5(火)~8/5(金)
 公益財団法人東京都区市町村振興協会



地籍調査の実施について

町では、平成17年度に日原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで海沢地区(中野)の宅地周りを中心に調査を進めています。令和4年度は、海沢地区(上野・大加)を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者様を対象とした説明会を実施します。土地所有者の皆さんには文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いします。

○地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査では、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目の調査および境界の位置・面積の測量を行い、簿冊(地籍簿)と正しい地図(地籍図)を作成します。

○地籍調査の必要性

- ① 町では、平成17年度に日原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで海沢地区(中野)の宅地周りを中心に調査を進めています。令和4年度は、海沢地区(上野・大加)を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者様を対象とした説明会を実施します。土地所有者の皆さんには文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ② 現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図(公図)の多くは明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なり、公図に描かれた境界や形状が不明確であるため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合が多いです。地籍調査は、このような状況を改善し土地に関する記録(地籍)を明確にする事業です。
- ③ 地籍調査のメリット
 - ・ 土地トラブルの未然防止
 - ・ 土地取引の円滑化
 - ・ 災害復旧の迅速化および防災対策
 - ・ 固定資産税の適正化
 - ・ 土地所有者などの費用負担なし
 - ・ よりよい街づくり

○地籍調査の流れ

- ① 説明会の開催
- ② 境界の確認(一筆地調査)

公図等を基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。*地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

③ 境界の測量(地籍測量)

杭の設置や測量を行い、その結果を基に正確な地図(地籍図)を作成します。

④ 結果の確認(閲覧)

作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤ 登記所へ送付

地籍調査の登記簿と地籍図(写し)が登記所に送付され、以降不動産登記の資料として活用されます。

*お問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367